

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」
2. 日時：令和2年12月16日(水) 13時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、河本安全審査官、藤原安全審査専門職、大岡安全審査専門職

地震津波審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

岸野主任安全審査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他17名

東京電力ホールディングス(株)

サイクル技術グループマネージャー 他2名

関西電力(株) 原子燃料部長 他2名

中部電力(株) サイクル戦略グループ課長

北海道電力(株) 原子燃料サイクルグループリーダー 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)等に関し、これまでの面談(※1及び※2)を踏まえた検討状況の説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - ・再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設及びウラン濃縮施設の各施設の設工認申請について、多くの分割申請を計画しているが、申請対象、申請時期等を踏まえつつ、技術基準適合の範囲等を考慮して申請すること。
 - ・各施設の共用設備のうち、「施設(事業)ごとに単独で設工認申請が可能」としているものについて、各施設での設工認申請における設備

の必要容量等の条件を整理し、後戻りのないように基本設計方針等を設定して申請すること。

- ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋（第1貯蔵系）の共用に係る設工認申請については、新規制基準に係る設工認申請と認可希望時期が同じであり、新規制基準に係る経過措置の適用による議論の必要がないものと考えられることから、一連の設工認申請を踏まえた計画とすること。
- ・腐食を考慮する容器等の設計確認値の扱いについて、実用発電用原子炉での腐食代を考慮している部位の厚さに関する設工認及び検査の扱いを整理した上で、日本原燃として再処理施設の特徴を踏まえた考え方を整理すること。
- ・建物・構築物の支持地盤の記載について、マンメイドロック（MMR）の強度も含めること。
- ・建物・構築物の種類（主要構造）の記載について、基礎の特徴が具体的に分かるように整理すること。杭基礎については、支持地盤での仕様の記載程度を踏まえて具体的な記載を検討すること。
- ・冷却塔の仕様の記載について、原動機を追加したとのことだが、設計熱交換量を実現するために必要な設計としては伝熱面積とファンの風量であり、原動機出力はその仕様を元に設定されるものであることを踏まえて記載する仕様を選定すること。
- ・今後の設工認申請の際には、日本原燃側の審査対応体制、説明スケジュール等を説明すること。

（3）日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「設工認等申請スケジュール」

「設工認作成要領について」

※1 令和2年9月17日の面談

「日本原燃(株)の保安規定変更認可の申請計画に係る面談」

※2 令和2年12月8日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」